

平成23年度事業計画

(平成23年2月1日～24年1月31日)

1. 昨年6月からの奨学金の給与及び貸与

昨年6月から奨学生として30名の法科大学院生（内訳2年生11名・3年生19名）に奨学金を給与及び貸与してきた。（うち2年生1名が昨年12月奨学金を辞退したので現在2年生の奨学生は10名である。）現在の奨学生のうち3年生は、本年2月から5月末日までは19名に1ヶ月10万円の奨学金を出すので5月末日まで760万円必要である。3年生19名が卒業し、昨年2年生の10名が更に1年間奨学金を受けることになるので、10名について本年2月から来年1月までの奨学金支給額は1,200万円が必要である。

平成23年1月末現在の奨学生に対する平成23年度に必要な奨学金は合計1,960万円（平成23年2月から同24年1月までの分）である。

2. 平成23年募集の奨学生

平成23年度に募集する奨学生（6月給与・貸与開始分）については、指定校を昨年と同じ21校とし、募集人員を30名とする。平成22年からの奨学生10名が残っているので、平成23年6月以降の奨学生は合計40名となる。

(1) 本年度新規に法科大学院学生30名を募集する。

本年度採用の奨学生の給与・貸与の合計金額は2,400万円となる

$30(\text{人}) \times 10(\text{万円}) \times 8(\text{月}) = 2,400(\text{万円})$ （平成23年6月から同24年1月までの分）

本年度の奨学生を推薦依頼する法科大学院等について

(2) 募集する学生の学年と人数

法科大学院 3年生 10名（1年間）・同2年生 20名（2年間）

(3) 奨学生を推薦依頼する法科大学院

奨学生を募集するにあたり、全国の法科大学院を対象とすると募集手続のために時間と労力の負担が重く当財団の事務処理能力のうえから困

難である。そこで、全国の法科大学院のうち合格者数と合格率を考慮して下記法科大学院21校から奨学生候補者の推薦を依頼する。

東京大学，中央大学，慶應大学，京都大学，早稲田大学，明治大学，
大阪大学，一橋大学，北海道大学，東北大学，同志社大学，
名古屋大学，神戸大学，立命館大学，九州大学，関西学院大学，
上智大学，関西大学，大阪市立大学，千葉大学，首都大学東京

(4) 奨学生の決定方法

前記②で法科大学院から推薦された候補者を書類選考により第一次合格者を決定し，この合格者全員に面接をしたうえ奨学生を決定する。奨学金を希望する候補者が面接に来るための交通費は財団が全額負担する。

(5) 平成23年2月1日から同24年1月31日までの奨学生に対する給与及び貸与の合計額は、4,360万円になる（内訳：昨年度の法科大学院生のうち3年生分760万円、2年生分1,200万円、本年度採用する奨学生30名分2,400万円）。このうち給与は、30%であるので1,308万円となる。

3. 研修会及び講演会の実施

大学生・法科大学院生・司法修習生・弁護士等に対し法曹倫理の研修及び講演会を1回行う。実施する時期は平成23年10月とする。尚，奨学生及び奨学生を卒業した人全員に通知を出し，奨学生については出席を義務化する代わりに往復に要する交通費は全額財団の負担とする。

以上